

第4回定例会会議録

令和 2 年 1 2 月 4 日（金）

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

――― 日程第 1 開会宣言 ―――

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、令和 2 年第 4 回御代田町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は 1 4 名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

本定例会は、議案書及び資料の閲覧・検索のため、試験的にタブレットを活用しています。会議規則第 1 0 3 条の規定により、機器の持ち込みを許可します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

――― 諸般の報告 ―――

○議長（五味高明君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

内堀議会事務局長。

（議会事務局長 内堀浩行君 登壇）

○議会事務局長（内堀浩行君）

諸般の報告

令和 2 年 1 2 月 4 日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案 2 5 件、報告 2 件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した請願・陳情文書表のとおり、請願 1 件、陳情 3 件が提出され、受理しました。
4. 本定例会に説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、井田理恵議員ほか 6 名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次の 1 ページから 2 1 ページは監査委員の例月現金出納検査及び定期監査報告書

ですので、後ほどご覧ください。

22ページの閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告しますので、この場においては省略させていただきます。

以上です。

○議長（五味高明君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（五味高明君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議しておりますので、議会運営委員長より報告を求めます。

古越 弘 議会運営委員長。

（議会運営委員長 古越 弘君 登壇）

○議会運営委員長（古越 弘君） それでは報告いたします。

11月27日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、令和2年第4回御代田町議会定例会に提出の議案、一般質問について、審議日程等を決定したので報告します。

本定例会に町長から提出された案件は、議案25件、報告2件の計27件であります。

一般質問の通告者は7名であります。

9月の定例会以降提出された請願1件と陳情3件あり、受理しました。

これにより会期は、本日より12月14日までの11日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程については、書類番号1、23ページをご覧ください。

会期及び審議予定表ですが。

第 1 日	1 2 月	4 日	金曜日	午前 1 0 時	開会
					諸般の報告
					会期の決定
					会議録署名議員の指名
					町長招集の挨拶
					議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2 日	1 2 月 5 日	土曜日		議案調査
第 3 日	1 2 月 6 日	日曜日		議案調査
第 4 日	1 2 月 7 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日	1 2 月 8 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日	1 2 月 9 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日	1 2 月 1 0 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日	1 2 月 1 1 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日	1 2 月 1 2 日	土曜日		休会
第 1 0 日	1 2 月 1 3 日	日曜日		休会
第 1 1 日	1 2 月 1 4 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

24 ページをお願いします。

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

1 2 月 9 日 水曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

1 2 月 1 0 日 木曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

町民建設経済常任委員会

1 2 月 9 日 水曜日 午前 1 0 時 会議室 5

1 2 月 1 0 日 木曜日 午前 1 0 時 会議室 5

全員協議会開催日程

1 2 月 1 1 日 金曜日 午前 1 0 時 委員会室 1・2

以上で報告を終わります。

○議長（五味高明君） ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より
1 2 月 1 4 日までの 1 1 日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月14日までの11日間と決しました。

―――日程第3 会議録署名議員の指名―――

○議長（五味高明君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

10番 池田健一郎議員

11番 古越 弘議員

を指名します。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（五味高明君） 日程第4 町長より議会招集の挨拶を願います。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 議員の皆様におかれましては、年末のお忙しい中にもかかわらずご参集を賜り、令和2年第4回御代田町議会定例会が開会できますことに、心から感謝を申し上げます。

初めに、本年8月15日から延期し、来年1月3日に予定していた成人式についてです。11月27日に開催した御代田町新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、佐久地域を含む県内多くの地域が警報レベル、また一部地域は特別警報レベルとなるに至ったことを重く見まして、再び延期させていただき、今年度中については中止するという苦渋の決断をいたしました。

11月25日に発行した広報やまゆり12月号の記事で、成人式の開催をお知らせしたばかりというタイミングであります。そのタイミングで、該当のご家庭にご連絡を申し上げますこととなりました。新成人の皆様、また保護者の皆様には大変申し訳なく思います。ですが、首都圏をはじめ、他地域との往来が容易に見込まれる状況となることから、全国的な感染拡大を無視するわけにはいかないということがあります。町民の皆様にはこの延期について、何とぞご理解をお願い申し上げます。

ひとまず、今回の新成人に関しましては、町として例年になく取組を何とか一つでもさせていただき、少しでも報いたいと考えております。もう少し時間をいただければと思います。

さて、一部の議員さんからはちょっと招集挨拶長いというようなご指摘もいただくんですが、実はやはり仕事をたくさんやらせていただいていると、むしろ挨拶が長くなるのはそれだけ役場がたくさん仕事をしているというふうに思っていて、ご容赦いただきたいと思います。なぜこれを言っているかという、今日の招集挨拶も多少長くなるかなというところがございます。それだけちょっと9月以降のご報告の中身が多いということでご理解いただければと思います。

さて、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。全国の新規陽性者数は、11月に入ってから1日当たり過去最多となる2,500人を超えるなど、増加傾向は顕著となっております。長野県内においても新規陽性者の増加傾向に歯止めがかからず、28日には累計で700人に達しております。

今年の2月に初めて県内で陽性者が確認されてから、累計で100人に達するまでは約5か月かかっておりました。しかし、600人に達してから、わずか7日で700人を超えている最近の状況であります。これは非常に深刻な事態だと捉えております。

当町においては、9月8日に3例目が確認されて以降、新規陽性者は確認されておられませんけれども、県内の感染は地位的にも拡大しており、11月1日以降に陽性が確認された360人の居住地は周辺市町を含む34市町村に及んでおります。なお、現在も連日多数の新規陽性者が確認されておりますので、引き続きマスクの着用や3つの密を避けるなどの基本的な感染防止策を徹底していただき、移らない、移さない、広げないための行動の定着をお願いするとともに、たとえ身近で陽性者が確認されたとしても、議会の皆様はもとより町民の皆様には、これまでと同様に人権に配慮した冷静な対応をお願いしたいと存じます。

感染症の経済対策として、5月から申請の受付を開始した事業者向けみよたん給付金は、7月に対象業種を8業種から12業種に拡大し、申請期限を9月30日まで延長して実施してきました結果、町内の349事業所に対して、これは掛ける10万円しますので3,490万円を支給いたしました。

また、10月から始めました農業者向けみよたん給付金は11月30日現在で51件の申請があり、今のところ29件の農業者に対して給付金を給付いたしました。金額にしますと、これも10万円ですので、290万円となったわけであります。そして、残る22件は審査をしているところです。農業者向けみよたん給付金の申請

期限は、今月 25 日でございますので、まだの方はお早目に申請をお願いしたいと思います。

また、5 月から実施しているみよたんのお持ち帰り割引大作戦は、現在、町内飲食店の 14 店舗にご参加いただき、利用者からも大変好評いただいております。この事業の利用期限は、今月 31 日であります。年内いっぱいということになります。引き続き多くの町民の皆様にお特にご利用をお願いし、また町内の飲食店を支えていただければありがたいと思います。

8 月からはプレミアム率 40%のみよたんプレミアム付商品券を発売いたしました。当初は、発行冊数において 2 万冊、また発行総額、つまり券として使える金額としては 2 億 8,000 万円を予定しておりましたが、これまでのプレミアム付商品券事業では最多となる、町内の 148 店舗が取り扱い加盟店となっただき、大変好評でありましたので 10 月 15 日からは 1 世帯 2 冊まで購入できる追加販売をはじめ、申し込みは先般 11 月 30 日に締め切ったところであります。

この追加によりまして 5,000 円冊を増刷し、発行総冊数 2 万 5,000 冊、また、発行総額は 3 億 5,000 万円となる見込みであります。この 3 億 5,000 万円が期間内に使われていくと、そのぐらいの経済効果になるということでもあります。

なお、追加販売の期限は今月 25 日、また商品券の使用期限は当初分、追加分、ともに来年 1 月 31 日となっておりますので、お忘れのないようにお早目に商品券のご使用をお願いいたします。

続きまして、株式会社アマナが計画している御代田写真美術館についてです。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づき、拠点計画を株式会社アマナ、そして当町を中心とした 6 社で文化庁に提出し、11 月 18 日に認定されました。

この計画機関は 5 年間となっております。写真文化の振興を観光振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が写真文化の振興に再投資されるという好循環を創出することを目的とするものであります。今回は、全国で 25 件の計画が認定され、長野県内では御代田写真美術館の 1 件のみが認定されたところであります。

認定に関して国からは 5 年間で、これ現在の予定ではありますけれども、計 3 億 1,000 万円の交付金をいただく計画となります。新型コロナウイルス感染症の影響により、開館予定がなかなか見通せない状況でありましたけれども、この計画

に沿って、株式会社アマナは御代田写真美術館を整備できる予定になります。令和4年の開館に向けての計画が動き始めたこととなります。今後も株式会社アマナと協力しながら、当町の文化、観光の振興と地域の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

ヤッホーブルーイングの御代田醸造所についてであります。9月に御代田醸造所が開所し、御代田産ビールの製造が始まりました。クラフトビールの売上日本一のヤッホーブルーイングは、GPTWジャパンが実施している働きがいのある会社ランキングで4年連続ベストカンパニーに選出されているとともに、イベントの開催などにも定評があり、地域づくりにも非常に関心が高い会社でもあります。今後は、ヤッホーブルーイングとも協力しながら、町の振興策に取り組んでいきたいと考えております。

続いて、みよたんクエストについてであります。先般9月議会では、あまり具体的には申すことはできなかったわけですが、ふるさと納税をPRするための特設サイトみよたんクエストを9月25日に開設しました。寄附金が一定の金額に達するごとにみよたんの姿が人間に換算して1歳ずつ成長し、みよたんが成長するたびに、事前に示した町の事業が1つずつ実現していくというものであります。つまり、みよたんの成長と町の発展、成長がリンクしていくという取組であります。イラストレーションは、長野市内の岡学園トータルデザインアカデミーの学生さんが担当しております。

みよたんクエストは、当町への寄附を楽しんでいただくとともに、これまでは寄附金を実際にはどのように活用されているのかが大変分かりにくかったという問題点を改め、寄附する前に何に使われる予定なのかを具体的に示しました。一つ一つの事業の内容が、寄附前に分かるようになったことで、寄附者の納得感が増し、まちづくりに参加している感覚を得ることができる仕組みとなっております。この取組を通じて、今後も当町へのふるさと納税を分かりやすく盛り上げていきたいと考えております。

なお、来週の火曜日かと思っておりますけれども、このみよたんクエストに関しては、テレビ信州さんの夕方情報番組の「ゆうがたGet!」で紹介予定となっております。これまでも、文字メディアで幾つも紹介いただいておりますけれども、テレビでも来週の火曜日、予定では午後4時頃と聞いておりますけれども、放送が

あると聞いておりますので、ぜひ皆様ご覧いただければと思います。

また、ふるさと大使の委嘱についてでございます。ふるさと大使第1号として、当町出身でNGT48、これは新潟を拠点としたアイドルグループですけれども、こちらに所属している安藤千伽奈さんに就任をお願いし、9月30日に委嘱式を行いました。安藤大使には就任以来、SNS等また動画ライブ配信アプリ等でも、積極的に町をPRしていただいております。ふるさと納税にも早速の効果が表れていると見ております。

今後も当町の産業・歴史・文化・自然環境等の魅力や特色、観光情報等を広く町の内外に発信していただきながら、町の振興やブランド力の向上を図り、感染症の収束後にはイベントの開催なども検討していきたいと考えておりますので、安藤大使の活動について、皆様のご協力をお願いいたします。

さて、本定例会に提案しました案件は、専決処分事項の報告7件、人事案2件、条例案12件、補正予算案6件の計27件であります。専決処分事項の報告7件につきましては、1件目及び2件目の町有地倒木に伴う太陽光発電設備の損害賠償について及び、町有地倒木に伴う車両の損害賠償についてでございます。これは11月6日に開催された全員協議会で説明申し上げましたとおり、それぞれ示談が成立しましたので、修理費の全額を全国町村会総合賠償保険から支払うことについて、専決処分した旨を報告いたします。

3件目から6件目までの、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、11月6日に開催された全員協議会及び11月18日に改めて説明を申し上げましたとおり、令和元年度及び令和2年度の人事院勧告に基づき、それぞれの期末手当の支給率の一部改正について、専決処分した旨を報告いたします。

なお、この件については令和元年度の金額に関して町のほうの見解の一部誤りがありまして、修正というのが含まれておりまして、議員各位にはお詫びを申し上げたいと思います。誠に申し訳ありませんでした。

7件目の令和2年度御代田町一般会計補正予算（第8号）は、9月15日に開催

された全員協議会で説明しましたとおり、小中学生のインフルエンザワクチンの予防接種費用に対する補助金について、専決処分申し上げた旨を報告いたします。

人事案の2件につきましては、1件目の固定資産評価審査委員会委員の選任については、地方税法の規定に基づき、当町は3名の委員を選任しております。そのうち1名の任期が12月31日をもって満了となるため、同委員の再選任について議会の同意をお願いするものであります。

2件目の教育委員の任命については、11月6日に開催された全員協議会で説明しましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、当町は4名の教育委員を任命しております。そのうち、1名の任期が12月14日をもって満了となるため、新たな委員の任命について議会の同意をお願いするものであります。

条例案の12件につきましては、1件目の御代田町表彰条例の一部改正案は、これまでは慣例として行っていた部分を明記するものであります。審査対象に感謝状の交付を加え、表彰審査委員会の委員長を副町長とし、委員長の職務代理者を総務課長とするものであります。

2件目の御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正案は、上位法である租税特別措置法が一部改正されたため、本条例が引用している部分について、上位法と同様に一部改正するものであります。

3件目の御代田町国民健康保険税条例の一部改正案は、上位政令であります地方税法施行令が一部改正されたため、本条例の軽減措置に該当しにくくなる低所得世帯が生じることから、被保険者に不利益が生じることがないように、軽減判定所得について一部改正し、配慮するものであります。

4件目の御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正案は、先ほどの議案第94号と同様の理由によるものであります。94号ですね、すみません。ちょっとすみません、止めていただいて。ちょっと、すみません。確認が必要になったので、止めていただいていいですか。すみません。お願いします。

○議長（五味高明君） 暫時休憩いたします。

（午前10時26分）

（休 憩）

（午前10時27分）

○議長（五味高明君） 再開します。

はい。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 失礼しました。ちょっと今の議案の号数だと不親切ですので、説明させていただきますが、先ほどの2件目にありました御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部改正案と同様の趣旨ということでございます。

上位法である租税特別措置法が一部改正されたため、本条例が引用している部分について、上位法と同様に一部改正するものであります。

5件目の御代田町指定居宅介護支援等の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部改正案は、上位省令である国の基準が一部改正されたため、本条例の該当している部分について、上位省令と同様に一部改正するものであります。

6件目の御代田町複合文化施設まなびの館設置及び管理に関する条例の一部改正案の主な改正点は、2点であります。

1点目として、エコールみよたの各部屋などの使用料について、1時間単位の使用でも計算できるようにし、利便性の向上と未使用時間の低減を図ります。

2点目として、長時間利用の場合は利用料を8%減額し、また、夜間料金を廃止するものであります。

これによりまして、エコールみよたの利用料に関する、これまで不便だった点を解消するというところで、実質上、利用料が安くなる団体も多数に上ってくるのかなと認識してございます。

7件目の御代田町道路等占用料徴収条例の一部改正案は、上位政令である道路法施行令が一部改正され、新たな占用物件の項目として、太陽光、風力、水力発電設備や津波避難施設などが追加となり、号数が変更されました。このため、本条例の別表（第2条）関係に号ずれが生じたので、上位政令にあわせて一部改正するものであります。

8件目の御代田町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正案は、これまでの本条例では受益者をひとくくりとして定めていますが、運用上では、農業集落排水の整備事業によって利益を受けた受益者と整備後に新たに公共枿を設置してから利益を受けることとなる受益者の二通りが存在しております。

これは大変不親切な規定になっております。この二つを明確化するため、後者を

新規加入者と名称を変えて明記しまして、新規加入者の分担金を明記するものであります。

9件目の御代田町公共下水道条例の一部改正案は、平成22年の一部改正の際に、責任技術者に関連する旧第11条から旧第13条までを削りましたが、罰則規定の第43条の中に旧第11条の内容が残ってしまっていたため、その部分の号を削り、以下を1号ずつ繰り上げるというものであります。

10件目の御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正は、先ほどの2件目及び4件目と同様の理由によるものであります。

上位法である租税特別措置法が一部改正されたため、本条例が引用している部分について、上位法と同様に一部改正するものであります。

11件目の御代田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正案は、御代田小沼水道事業の経営の変更認可申請を今年度中に行いたいため、給水人口及び1日最大給水量の数値について、時点修正をして、それぞれ引き上げるというものであります。

条例案の最後ですが、12件目の御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する条例案は、上位法である公職選挙法が一部改正され、条例で定めた場合に限り、選挙運動の費用の一部を公費負担できることになったものであります。

9月1日に開催された御代田町選挙管理委員会で本件については協議されておりました。議員の成り手不足解消などの観点から、当町も導入すべきとの結論に至ったため、準則に基づき選挙運動用自動車、選挙運動用ビラ、選挙運動用ポスターそれぞれの経費の一部を公費負担できるよう、新たに条例を制定するものであります。

私見ですが、やはりこれは議員の成り手不足解消という点で非常に意義の深い条例制定になるのかなと考えておりました。こちらにつきましても、議員各位のご理解を求めるところでございます。

補正予算案の6件につきましては、令和2年度一般会計の補正予算（第9号）は、歳入歳出それぞれ948万円を増額し、合計で84億8,782万円とするものであります。

歳入の主な内容は、国庫補助金の社会資本整備総合交付金で539万円、子供のための教育・保育給付費は国県の負担金で468万円、また、寄附金で503万円

をそれぞれ増額しております。

この寄附金の中には、中学校の生徒会からの寄附というのも実は含まれておりません。

また、国庫支出金では、事業費確定などにより災害復旧費負担金で413万円、特別定額給付金事業費で810万円をそれぞれ減額しております。

また、町債では、社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業として、公共事業債で390万円、農地農林漁業施設災害復旧事業債で500万円をそれぞれ増額しております。

歳出の主な内容は、総務費では、新型コロナウイルス感染拡大により赤字決算が見込まれている、しなの鉄道の車両検査事業負担金として331万円、民生費では、介護給付費の増額が見込まれている介護保険特別会計への繰出金として513万円、途中入園児の増により地域型保育給付金722万円、土木費では、社会資本整備総合交付金事業の橋梁修繕事業費として1,180万円をそれぞれ増額しております。

また、先ほどの寄附金とも関連しますが、町内に在住の檜山 孝様から子育て支援に活用していただきたいとのご寄附を頂いております、それを財源の一部としまして、小中学校のプロジェクター購入費630万円、やまゆり・雪窓保育園の電子ピアノ購入費127万円、大林・東原児童館の遊具などの備品購入費として95万円をそれぞれ増額しております。

特別会計では、国民健康保険事業勘定特別会計は、前年度の保険給付費等交付金の償還金の増額、介護保険事業勘定特別会計は、居宅介護などのサービス給付費の増額、公共下水道事業特別会計は、ストックマネジメント計画策定委託料の増額など、水道企業会計を加えた5会計で総額4,459万円の増額補正を計上いたしました。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、ご審議をいただき、原案どおりのご採決をいただきますようお願い申し上げます。令和2年第4回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（五味高明君） これより議案を上程します。

(町有地倒木に伴う太陽光発電設備の損害賠償について) — — —

○議長(五味高明君) 日程第5 報告第11号 専決処分事項の報告についてを議題と
します。

報告理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書4ページをお開きください。

報告第11号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第2項の規定により報告する。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

5ページをお願いいたします。

専第16号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定
により、町有地倒木に伴う太陽光発電設備の損害賠償の額を定めることについて、
次のとおり専決処分する。

令和2年10月12日 専決

御代田町長 小園拓志

本件は、11月6日の議会全員協議会で報告いたしました町有財産における倒木
による損害賠償についてでございます。

1、事故発生日時、令和2年6月20日、午後5時頃

2、事故発生場所、北佐久郡御代田町大字御代田4106番地10

3、事故の概要、上記日時、町の普通財産である上記場所におきまして、松の木
が倒れ、隣地にある太陽光パネル設置施設の筋交いに当たり、設置部分が飛んでし
まい、筋交い本体が曲がり、破損させてしまいました。

令和2年10月12日に相手と示談が成立し、本事故は過失割合町10、相手方
0としました物損事故扱いとなり、相手の太陽光パネル設置施設の修理代として14万
800円全額を、全国町村会総合賠償補償保険にて支払っております。

損害賠償額につきましては、14万800円となっております。

以上のとおり報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第6 報告第12号 専決処分事項の報告について

（町有地倒木に伴う車両の損害賠償について）―――

○議長（五味高明君） 日程第6 報告第12号 専決処分事項の報告についてを議題と
します。

報告理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書6ページをお願いいたします。

報告第12号 専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第2項の規定により報告いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

7ページをお願いいたします。

専第17号 専決処分書

地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分指定事項について第1項の規定
により、町有地倒木に伴う車両損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専
決処分いたします。

令和2年10月30日 専決

御代田町長 小園拓志

本件は、11月6日の議会全員協議会で報告しました町有地赤線敷地内の倒木に
よる損害賠償についてでございます。

事故発生日時は、令和2年8月5日、午前7時頃でございます。

事故発生場所は、北佐久郡御代田町大字馬瀬口1310番11先（赤線）

事故の概要は、上記日時、場所において、町有地（赤線）の立ち木が倒れ、隣接地に駐車していた車両に当たり、屋根や側面を損傷させた。

令和2年10月30日に相手との示談が成立し、本事故は過失割合を町10割、相手方0割とした物損事故扱いとなり、相手の車両の修理費として35万9,002円を全国町村会総合賠償補償保険にて支払いました。

損害賠償額は、修理費として35万9,002円です。

以上のとおり報告いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって専決処分事項の報告を終わります。

―――日程第7 議案第86号 専決処分事項の報告について

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）―――

○議長（五味高明君） 日程第7 議案第86号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

報告理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の8ページをご覧ください。

議案第86号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告しますので、ご承認をお願いいたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の9ページをご覧ください。

専第18号 専決処分書

地方自治法の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する

る条例の一部を改正する条例について、令和2年11月20日に専決処分をさせていただきます。

次の10ページ、改め文をご覧ください。

本件は、11月6日に開催されました全員協議会及び11月18日に改めて説明しましたとおり、12月1日の基準日までに改正しておく必要があったため、専決処分をさせていただきます。

昨年度の人事院勧告に基づき、第1条で昨年12月期の期末手当を0.05月引き上げ、第2条で本年6月期と12月期の期末手当を平準化しました。その後、今年度の人事院勧告に基づき、第3条で本年12月期の期末手当を0.05月引き下げ、第4条で来年6月期と12月期の期末手当を平準化するものでございます。

附則として、各条の施行日と遡及適用日及び内払いとみなす規定を定めております。

次の11ページから14ページまでは、条ごとの新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第86号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第86号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第8 議案第87号 専決処分事項の報告について

（御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例）―――

○議長（五味高明君） 日程第8 議案第87号 専決処分事項の報告についてを議題と
します。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の15ページをご覧ください。

議案第87号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第3項の規定により報告しますので、ご承認をお願いいたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の16ページをご覧ください。

専第19号 専決処分書

地方自治法の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がな
いことが明らかであると認めるので、御代田町特別職の職員で常勤の者等の給与に
関する条例の一部を改正する条例について、令和2年11月20日に専決処分をさ
せていただきました。

次の17ページ、改め文をご覧ください。

本件につきましても、先ほどの議案第86号と同様に、11月6日に開催されま
した議会全員協議会及び11月18日に改めて説明しましたとおり、12月1日の
基準日までに改正しておく必要があったため、専決処分をさせていただきました。

昨年度の人事院勧告に基づき、第1条で昨年12月期の期末手当を0.05月引
き上げ、第2条で本年6月期と12月期の期末手当を平準化しました。

その後、本年度の人事院勧告に基づきまして、第3条で本年12月期の期末手当
を0.05月引き下げ、第4条で来年6月期と12月期の期末手当を平準化するも
のでございます。

附則として、各条の施行日と遡及適用日及び内払いとみなす規定を定めておりま
す。

次の18ページから21ページまでは、条ごとの新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、報告理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 87 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第 87 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 9 議案第 88 号 専決処分事項の報告について

（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）―――

○議長（五味高明君） 日程第 9 議案第 88 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の 22 ページをご覧ください。

議案第 88 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告しますので、ご承認をお願いいたします。

令和 2 年 12 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

次の 23 ページをご覧ください。

専第 20 号 専決処分書

地方自治法の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改

正する条例について、令和2年11月20日に専決処分をさせていただきました。

次の24ページ、改め文をご覧ください。

本件につきましては、11月6日に開催されました議会全員協議会で説明しましたとおり、12月1日の基準日までに改正しておく必要があったため、専決処分をさせていただきました。

今年度の人事院勧告に基づき、第1条で本年12月期の期末手当を0.05月引き下げ、第2条で来年6月期と12月期の期末手当を平準化するものでございます。

附則として、各条の施行日を定めております。

次の25ページと26ページは、条ごとの新旧対照表となっております。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第88号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第88号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第10 議案第89号 専決処分事項の報告について

（御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）―――

○議長（五味高明君） 日程第10 議案第89号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の27ページをご覧ください。

議案第89号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告しますので、ご承認をお願いいたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の28ページをご覧ください。

専第21号 専決処分書

地方自治法の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、御代田町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、令和2年11月20日に専決処分をさせていただきました。

次の29ページ、改め文をご覧ください。

本件につきましても、先ほどの議案第88号と同様に、11月6日に開催されました議会全員協議会で説明しましたとおり、12月1日の基準日までに改正しておく必要があったため、専決処分をさせていただきました。

今年度の人事院勧告に基づき、第1条で本年12月期の期末手当を0.05月引き下げ、第2条で来年6月期と12月期の期末手当を平準化するものでございます。

附則として、各条の施行日を定めております。

次の30ページと31ページは、条ごとの新旧対照表です。

以上のとおり、ご承認をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第89号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第 89 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 11 議案第 90 号 専決処分事項の報告について

(令和 2 年度御代田町一般会計補正予算第 8 号)―――

○議長(五味高明君) 日程第 11 議案第 90 号 専決処分事項の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書 32 ページをお開きください。

議案第 90 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 12 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

33 ページをお願いします。

専第 22 号 専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので専決処分する。

令和 2 年 9 月 30 日 専決

御代田町長 小園拓志

専決処分したのは、令和 2 年度御代田町一般会計補正予算(第 8 号)についてです。

こちらは、9 月定例会全員協議会において内容説明いたしました、小中学生に対するインフルエンザ予防接種補助金の補正となっております。

次の予算書の 1 ページをお開きください。

令和 2 年度御代田町の一般会計補正予算(第 8 号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

第1表 歳出予算補正。

款4、項1保健衛生費、補正額261万8,000円の増額でございます。小中学生コロナ禍におけるインフルエンザワクチン予防接種費用の補助金でございます。

款14、項1予備費261万8,000円の減額でございます。事業費増額分を予備費減額してございます。歳出合計は0円でございます。

説明は以上です。ご審議の上、お認めいただくようお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第90号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。よって、議案第90号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第12 議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について―――

○議長(五味高明君) 日程第12 議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原 浩君 登壇)

○総務課長(荻原 浩君) 議案書の34ページをご覧ください。

議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記といたしまして、氏名、土屋和雄でございます。

住所及び生年月日は、議案書に記載のとおりで、再選任となります。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

当町は、地方税法の規定に基づきまして、固定資産課税台帳に登録された評価価格に関する不服申立て等を審査決定するために、3名の委員を選任しております。そのうち1名の任期が本年12月31日をもちまして満了となるため、同人を再選任するものでございます。

土屋氏は、平成24年1月1日から現在までの9年間、本委員に選任されておりました。学識経験も豊富であるため、引き続き4期目の選任について、議会の同意をお願いいたします。

ご同意いただけましたら、新たな任期は来年1月1日から令和5年12月31日までの3年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第91号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第91号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第13 議案第92号 教育委員の任命について―――

○議長（五味高明君） 日程第13 議案第92号 教育委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の35ページをご覧ください。

議案第92号 教育委員の任命について

下記の者を教育委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いいたします。

記としまして、氏名は山口智之、住所及び生年月日は、議案書に記載のとおりで、新たな任命となります。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本案につきましては、11月6日に開催されました議会全員協議会で説明しましたとおり、現在任命している教育委員4名のうち、1名の任期が本年12月14日をもって満了となりますので、新たな委員を任命するものでございます。

山口氏は、明治大学を卒業後、昭和55年4月から私立佐久高等学校の教諭となり、各市の県立高等学校の教諭を30年間歴任されました。その後、県立飯田長姫高等学校と県立飯田OIDE長姫高等学校において教頭を4年間務められ、県立飯田OIDE長姫高等学校と県立小諸商業高等学校において校長を4年間務められました。

定年退職の後、2年間高等学校の教諭として再任用され、通算して40年間高等学校の教育に深く関わってこられました。

また、本年4月からは、私立通信制地球環境高等学校の副校長に就任されており、協調・共生地域社会に貢献する生徒の育成に現在もご尽力されております。

このように、山口氏は長年にわたって教育現場でご活躍され、学校教育の指導のほか、高校野球などのスポーツ分野の指導においても、豊富な経験を有しておられ、人格識見ともに適任者でございます。

議会の同意がいただければ、新たな任期は、本年12月15日から令和6年

1 2月14日までの4年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第92号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手多数であります。よって、議案第92号 教育委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

―――日程第14 議案第93号 御代田町表彰条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第14 議案第93号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 議案書の36ページをご覧ください。

議案第93号 御代田町表彰条例の一部を改正する条例案について

別紙のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の37ページ、改め文をご覧ください。

主な改正点は2点でございます。

1点目は、これまでは表彰状の交付のみが表彰審査委員会の審査対象と規定され

ておりましたが、感謝状の交付についても審査対象とするため、第8条の見出しの中に「、感謝状」を加え、同条第1項の中に感謝状の交付を規定している「、第3条」を加えるものでございます。

2点目は、これまでは慣例として副町長が表彰審査委員会の進行を務めていましたが、副町長を委員長とし、総務課長を職務代理者とするよう第8条第2項の中に明記するものでございます。

附則としまして、この条例は交付の日から施行するものです。

次の38ページは新旧対照表でございます。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

―――日程第15 議案第94号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に
関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第15 議案第94号 御代田町税外収入金の督促及び滞納
処分に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 議案書39ページをお開きください。

議案第94号 御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改
正する条例案について

御代田町税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例を、
別紙のとおり提出する。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の40ページの改め文をご覧ください。

本案につきましては、租税特別措置法の一部改正により、これまでの特例基準割

合という一くくりの文言が、利子税特例基準割合、延滞金特例基準割合、還付加算金特例基準割合という個別の文言に改められ、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合という文言に規定されました。

このため、本条例が引用しております部分の文言を上位法と同様に一部改正するものです。

附則としまして、上位法の施行日と同じ令和3年1月1日から施行し、延滞金の割合の特例についての経過措置を設けるものです。

次の議案書の41、42ページは新旧対照表となっております。

説明は以上です。ご審議お願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

この際、暫時休憩とします。議場の時計で20分までお願いします。ブザーのほうに故障しておりますので鳴りませんので、この時計で20分から再開します。

（午前11時08分）

（休 憩）

（午前11時20分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

―――日程第16 議案第95号 御代田町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第16 議案第95号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書43ページをお願いいたします。

議案第95号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたし

ます。

令和 2 年 1 2 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

4 4 ページ、4 5 ページ、改正条例案になっております。

また、4 6 ページから 4 9 ページ、新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、令和 3 年 1 月から個人所得課税の見直しが行われます。これは、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律 1 0 万円引き下げ、かわりにどのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を 1 0 万円引き上げるものでございます。

これによりまして、国民健康保険税の軽減措置の部分で該当しにくくなる世帯があることから、軽減判定基準の見直しを行うため本条例を改正するものでございます。

また、あわせて目の精査・整備に伴いまして改正も実施してございます。

改正の概要でございますが、国民健康保険税の減額について規定しております第 2 3 条におきまして、軽減基準が示されております。その各軽減の基準となる額をそれぞれ 1 0 万円引き上げ 4 3 万円にするとともに、国民健康保険税世帯課税となっておりますので、世帯に給与所得者等が複数人いる場合の人数の調整の部分を規定してございます。これによりまして、現在、軽減を受けている方が対象から外れないように改正をするものでございます。

また、第 2 7 条及び附則で、法律番号、それから、語句等を改めております。

附則といたしまして、施行期日を令和 3 年 1 月 1 日とし、改正後の規定は令和 3 年度以後の年度分の国保税について適用し、令和 2 年度分までの国保税については、従前の例によるとして経過措置を設けております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第17 議案第96号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第17 議案第96号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書50ページをお願いいたします。

議案第96号 御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

51ページが改正条例案、52ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、租税特別措置法の改正により、特例基準割合が利子税特例基準割合、延滞税特例基準割合、還付加算金特例基準割合と、それぞれの名称に改められたとともに、その計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合と規定されました。上位法の改正にあわせまして引用している名称を改めるものとなっております。

概要でございますが、延滞金の割合の特例について規定しております、附則第3条におきまして、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、計算に用いられる割合を「平均貸付割合」とするものでございます。

施行期日は、令和3年1月1日とし、施行日前の期間の延滞金は、従前の例によるとして経過措置を設けております。

説明は、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(五味高明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――日程第18 議案第97号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者

及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について――

○議長(五味高明君) 日程第18 議案第97号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

(保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇)

○保健福祉課長(阿部晃彦君) 議案書53ページお願いいたします。

議案第97号 御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

54ページ、こちらが改正条例案、55、56ページが新旧対照表となっております。

改正の理由でございますが、平成30年度介護報酬改定におきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正をされました。

これにより、居宅介護支援事業所における管理者の要件が、「介護支援専門員」から「主任介護支援専門員」に変更されるとともに、令和3年3月31日までは、その適用を猶予すると、経過措置が設けられておりました。

来年3月末で経過措置が終了となりますが、人材確保が困難な状況等を考慮し、経過措置期間を延長するとともに、やむを得ない理由がある場合は、主任ではなく介護支援専門員を管理者とできる旨の基準の一部改正省令に基づきまして、本条例を改めるものでございます。

概要でございますが、管理者について規定しております第6条第2項にただし書を加え、主任ではなく介護支援専門員を管理者とすることができる旨を規定しております。

また、管理者に係る経過措置を規定しております附則第2項で経過措置期間を令和9年3月31日までに改めます。

附則に第3項を加えまして、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任とする要件の適用を同様に猶予することを規定するものでございます。

附則といたしまして、公布の日から施行するとし、第6条第2項のただし書、管理者の要件につきましては、令和3年4月1日からの施行としてございます。

説明は、以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第19 議案第98号 御代田町複合文化施設まなびの館設置

及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第19 議案第98号 御代田町複合文化施設まなびの館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。木内教育次長。

（教育次長 木内一徳君 登壇）

○教育次長（木内一徳君） 議案書57ページをご覧ください。

議案第98号 御代田町複合文化施設まなびの館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

別紙のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

本条例の一部改正につきましては、エコールみよたの利用者の利便性を高めること、また、未使用時間をなくすことで、使用料の負担軽減を図り、利用者の増加につなげることを目的に別表を改正するものでございます。

改正概要は、利用区分を現在の利用区分の午前、午後、夜間の3枠から1時間単位での利用が可能な短時間枠、それから、7時間、9時間、12時間利用が可能な長時間枠に変更をします。

使用料については、利用の多いあつもりホールと大会議室のみ若干の値下げをし、その他の会議室については、現在の昼間の使用料と同額としました。

短時間利用の場合の使用料は、1時間掛ける利用時間とし、利用時間を自由に選択してもらいます。

長時間利用の場合の使用料は、8%減額をいたします。

8%とした理由は、近隣市町のエコールと同規模程度の施設使用料の減額割合を参考にしております。

また、割高となっている夜間の使用料金を廃止いたしました。

附則としまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

58、59ページが改正文、60、61ページが新旧対照表でございます。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第20 議案第99号 御代田町道路等占用料徴収条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第20 議案第99号 御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書62ページをお願いいたします。

議案第99号 御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例案について
御代田町道路等占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

この条例は、道路法及び御代田町公共物管理条例の規定に基づき、占用料の額及び徴収方法等を定めております。

道路法施行令の一部改正により新たな占用物件の項目、太陽光発電設備及び風力発電設備、また、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する健康な施設が追加されました。

このため、本条例第2条に関する別表中の道路法施行令第7条に関する号ずれが生じたので、上位政令にあわせて一部改正をいたします。

次の64ページ、65ページの新旧対照表を御覧ください。

占用物件の欄を御覧いただきますと、政令第7条に関する号数を改めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(五味高明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第21 議案第100号 御代田町農業集落排水事業分担金徴収条例

の一部を改正する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第21 議案第100号 御代田町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

(建設水道課長 金井英明君 登壇)

○建設水道課長(金井英明君) 議案書66ページをお願いいたします。

議案第100号 御代田町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案について

御代田町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

この条例は、農業集落排水事業に要する費用に充てるため、地方自治法の規定により徴収する分担金について定めたものでございます。

受益者について農業集落排水の整備によって利益を受けた受益者と整備後に新たに公共ますを設置して利益を受ける受益者とひとくくりに定めておりました。

この二つを明確にするため、「後者」を「新規加入者」に改めるものでございます。

また、新規加入時の分担金を43万8,992円と明記いたします。

そのほかの改正は新規加入者に改めたことによるもの、また、語句の修正による改正でございます。

次の67ページ、改め文を御覧ください。

主なものは、第2条第2項中、「受益者」を「新規加入者」に改めます。

第3条に次の2項といたしまして、新規加入者が納入すべき分担金の額は43万8,992円と加えます。

また、第4条第1項の次に2項といたしまして、第2条第2項の規定による分担金の徴収は、公共ますの設置後、各年度末までに徴収するものとするを加えます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長(五味高明君) 以上で、提案の理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(五味高明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第２２ 議案第１０１号 御代田町公共下水道条例の一部を

改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第２２ 議案第１０１号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書７０ページをお願いいたします。

議案第１０１号 御代田町公共下水道条例の一部を改正する案について

御代田町公共下水道条例の一部を改正する案について条例を別紙のとおり提出いたします。

この条例は、宅内の排水整備工事を行うためには、指定工事店に責任技術者の登録が必要となっております。当初は、責任技術者の認定試験を町が行っていましたが、平成２２年からは公益社団法人、下水道公社に移管し、その際に、責任技術者の認定試験に関する条例第１１条から第１３条までがその時点で削除されております。

しかし、罰則規定の第４３条に旧第１１条の内容が残っていたため、その第３項を削り、以下を１号ずつ繰り上げる改正でございます。

次の７１ページ、改め文を御覧ください。

第４３条中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号から第１５号までを１号ずつ繰り上げるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第 23 議案第 102 号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する

条例の一部を改正する条例案について―――

○議長（五味高明君） 日程第 23 議案第 102 号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書 73 ページをお願いいたします。

議案第 102 号 御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

令和 2 年 12 月 4 日 提出

御代田町長 小園拓志

租税特別措置法の一部改正により、これまでの特例基準割合というひとくくりの語句が、利子税特例基準割合、延滞金特例基準割合及び還付加算金特例基準割合という個別の語句に改められました。また、計算の前提となる割合が新たに平均貸付割合という語句に規定されました。

このため本条例が引用している部分の語句を上位法と同様に一部改正いたします。

附則としまして、上位法の施行日と同じ令和 3 年 1 月 1 日から施行し、経過措置を設けるものでございます。

次の 74 ページは、改め文で、75 ページは新旧対照表でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――日程第24 議案第103号 御代田町水道事業の設置等に関する

条例の一部を改正する条例案について――

○議長（五味高明君） 日程第24 議案第103号 御代田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書76ページをお願いいたします。

議案第103号 御代田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について

御代田町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出いたします。

改正の理由は、伏流水を主水とする寺沢水源は、令和4年度にクリプトスポリジウムの対策といたしまして、ろ過器施設の整備を計画しております。

事業の実施に当たりまして、御代田小沼水道事業経営の変更認可申請を本年度に行いたいため、給水人口と1日最大給水量の数値を改めるものでございます。

次の77ページの改め文を御覧ください。

第2条第2項表中の「7,670人」を「7,920人」に、「3,620m³」を「3,750m³」に改めます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。

78ページ、79ページは、新旧対照表となっております。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

――日程第25 議案第104号 御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する条例案について――

○議長（五味高明君） 日程第25 議案第104号 御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

内堀選挙管理委員会事務局書記長。

（選挙管理委員会事務局書記長 内堀浩行君 登壇）

○選挙管理委員会事務局書記長（内堀浩行君） 議案書の80ページをお願いいたします。

議案第104号 御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する条例案について

御代田町議会議員及び御代田町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定する条例を別紙のとおり提出します。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

制定の理由につきましては、議員のなり手不足からの観点から、町村の議会議員及び首長の選挙において、選挙運動の一部を公費負担できるよう、公職選挙法が改正されました。

これを受けまして、町選挙管理委員会で、去る9月1日に協議した結果、導入すべきと判断したため、条例を制定するものです。

本条例で定める事項につきましては、81ページからの条例案で、第2条から第5条で、選挙運動用自動車、自動車の燃料、運転者に係る経費に対し、また、第6条から第8条で、選挙運動用ビラの作成に関する経費について。

第9条から第11条で、選挙運動用ポスターの作成に関する経費について、それぞれ上限を設け、候補者の届出により公費負担するものです。

それぞれの単価の設定根拠につきましては、公職選挙法施行令に準じて定めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(五味高明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第26 議案第105号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案

(第9号)について―――

○議長(五味高明君) 日程第26 議案第105号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案(第9号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原企画財政課長。

(企画財政課長 荻原春樹君 登壇)

○企画財政課長(荻原春樹君) 議案書85ページをお開きください。

議案第105号 令和2年度御代田町一般会計補正予算案(第9号)について
地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町一般会計補正予算(第9号)を別冊のとおり提出する。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の一般会計補正予算書の1ページお開きください。

令和2年度御代田町の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳入予算の総額に歳入歳出それぞれ948万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億8,782万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により、債務負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、お手元の資料番

号1で説明をさせていただきます。

こちら、令和2年度一般会計補正予算の内容、第9号となっております。

初めに、1ページの歳入の主なものを申し上げます。

款15、国庫支出金、項1、国庫負担金、補正額92万5,000円の減額でございます。

この中でも増額でお願いしております子供のための教育給付費負担金312万3,000円の増でございます。こちら地域型保育給付費が、途中入園者の増により増額をお願いしております。県費負担金も同様でございます。

項2国庫補助金410万1,000円の減額です。特別定額給付金の事業費補助金など確定による減額のほか、社会資本整備総合交付金539万円増額をしております。こちら橋梁修繕事業の増額に伴い、交付金増額をするものでございます。

款16、県支出金、項2、県補助金31万4,000円の増額でございます。このうち新型コロナウイルス緊急包括支援事業交付金としまして、253万円増額をお願いしております。各児童福祉施設の新型コロナウイルスの対策事業費に充てるものでございます。

款18、寄附金503万円増額をお願いしております。こちら、いずれも指定寄附金でございまして、2社の方からご寄附を頂いておりまして、子育て支援に係る事業と、図書館の図書購入費の増額に充当をさせていただきました。

款19、繰入金、項1、基金繰入金61万円でございます。地域振興基金からの繰入金です。

昨年度、先ほど寄附金でもご説明しましたとおり、寄附金でご説明をさせていただきましたものと同様に、昨年度、障害福祉に役立ててほしいという指摘を頂きました。

本年、事業実施に伴い、基金から61万円を繰り入れるものでございます。

款21、諸収入、項4、雑入192万2,000円の増額です。こちらコミュニティ事業、助成事業助成金180万円の増額につきましては、再募集により来年度予定の1件について応募を提出しているものでございます。

款22、町債840万円の増額につきましては、公共事業等債390万円の増、こちらは橋梁修繕事業に充てております。

また、農地農林漁業施設災害復旧事業債500万円の増額につきましては、8月

30日集中豪雨の国庫補助普及費に充てるものでございます。

歳入合計948万3,000円でございます。

2ページ、お願いいたします。

歳出の主なものを申し上げます。

款2、総務費、項1、総務管理費61万6,000円の減でございます。

2段落目、しなの鉄道車両検査事業負担金としまして331万円の増です。こちらは、新型コロナウイルスの感染拡大により赤字決算が見込まれておりますしなの鉄道に対し、長野県と沿線11市町村で検査費の一部を負担するものでございます。

款3、民生費、項1、社会福祉費611万円の増です。後期高齢者医療給付費負担金337万7,000円の増は、療養給付費の確定による増額でございます。

介護保険特別会計繰出金513万3,000円の増は、介護給付費の増による一般会計からの繰出金です。

項2、児童福祉費1,023万5,000円の増です。地域型保育給付費721万7,000円につきましては、小規模保育事業所のおひさまの途中入所者増により増額をお願いしております。

また、保育園の電子ピアノ購入費127万1,000円につきましては、やまゆり、雪窓の両保育園の電子ピアノの購入費で、歳入で申しあげました指定寄附金を充当させていただいております。

款8、土木費、項2、道路橋梁費1,250万円の増です。橋梁修繕事業の測量設計委託料として1,180万円増額をしております。こちら社会資本整備総合交付金が、町の要望以上に内示があり、前倒しをして事業実施するものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

款10、教育費、項1、教育総務費1,249万4,000円の増でございます。GIGAスクールのパソコンソフト使用料としまして575万9,000円の増です。

フィルタリングのソフト、授業支援ソフトの使用料となっております。

プロジェクターの購入費630万円につきましては、小中学校のGIGAスクール関係で購入をいたします。こちら指定寄附金、充てさせていただいております。

款11、災害復旧費、項1、農林水産業施設災害復旧費220万7,000円の増です。

こちらは、全て国庫補助の災害復旧費となっております、令和元年度債の一部を債務負担行為により実施することにより減額をしております。

また、本年8月30日の豪雨災害の事業費を増額いたしまして、相殺いたしまして220万7,000円増額をお願いしております。

歳出合計につきましては、948万3,000円となっております。

予算書の5ページにお戻りいただきたいと思っております。

こちら「第2表 債務負担行為」です。事項といたしまして、農林水産業施設国庫補助災害普及工事、期間は令和2年度から令和3年度まで。限度額2,000万円となっております。

こちらは、令和元年度債であります、面替地区の上土尻地区用水の頭首工の復旧工事となっております。本年度から3年度の複数年で工事を実施するものでございます。

6ページをお願いします。

「第3表 地方債補正」変更であります。起債の目的、一般事業債の限度額「1,400万円」を50万円減額しまして「1,350万円」とするものです。

次に、公共事業等債の限度額「7,490万円」を390万円増額しまして「7,880万円」とするものです。

続きまして、農地農林漁業施設災害復旧事業債、限度額「3,230万円」を500万円増額し「3,730万円」とするものでございます。

説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午前11時59分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

これより、一般会計補正予算の議案に対する質疑を行いたいと思っております。

質疑のある方は、挙手願います。

池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 議席番号5番、池田るみです。2点についてお願いいたします。

予算書のページ14ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目6、企画費。

説明欄の020の01しなの鉄道関係費の18040しなの鉄道車両検査事業負担金331万円について、先ほど説明もありましたが、負担割合など詳細をお願いいたします。

次に、ページ26ページ、款10、教育費、項1、教育総務費、目2、事務局費。説明欄の05001GIGAスクール整備事業経費、13010パソコンソフト使用料575万9,000円と17001プロジェクター630万円、こちらも詳細をお願いします。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは、補正予算書の14ページのしなの鉄道車両検査事業負担金についてご説明をいたします。

新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして、本年度赤字決算の見込みから、しなの鉄道株式会社単独で行ってございました車両の重要部の検査につきまして、臨時的に長野県と沿線市町村で事業費の一部を負担するものでございます。

事業費につきましては2億1,130万円で、長野県と、また沿線の11市町村で3分の1ずつ7,042万9,000円を負担すると。残りの3分の1については、しな鉄で負担となっております。

また、沿線市町の負担割合につきましては、設立時の出資割合により案分をしまして、御代田町は4.7%で7,042万9,000円のうち331万円を負担するものでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 木内教育次長。

○教育次長（木内一徳君） それでは、教育委員会からページ26ページのGIGAスクール整備事業経費、こちらをお答えさせていただきます。

まず、パソコンのソフト使用料についてお答えいたします。

今回、使用するソフトは、GIGAスクール構想において購入したパソコンを使用する際に必要となる、フィルタリングソフトと授業支援ソフトでございます。

フィルタリングソフトは、インターネット上の不適切なサイトを閲覧しないようにするためのソフトです。1ライセンスが2,000円で、1,336台分でございます。

授業支援ソフトは、先生や児童生徒が表示している画面をクラスで共有したり、不必要な操作をしないようロックしたりすることができるソフトで、このほかにもパソコンを使用した学習環境を快適にするための機能を有しております。1ライセンスが2,100円で、1,336台分でございます。

この二つのソフトの使用料として、合計で575万9,000円の予算を計上してございます。

続いて、プロジェクターですが、GIGAスクール構想によるパソコン学習、こちらに活用できるように、各学校の普通教室に1台ずつプロジェクターを購入したいと考えております。北小が12台、南小が18台、中学校が12台の合計42台を購入します。1台15万円で42台分の630万円を予算計上してございます。

なお、プロジェクター購入の財源として、先日、樫山 孝様から寄附していただいた500万円のうち370万円を充当しております。

説明は以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。井田議員。

○6番（井田理恵君） 6番、井田理恵です。2点お願いします。

補正予算書22ページ、款6、農林水産業費、農業費、目、畜産費の説明欄で、畜産振興経費から佐久広域食肉センター負担金31万1,000円減ですが、人件費の微調整によるものでしょうか。

これまでの議会の説明で、当該食肉センターは今後民間委託への意向を目指し、広域事業が終了との説明を受けました。それは、今年度までなのか。負担金の関係を含め、直近の状況をお願いいたします。

2点目、補正予算書31ページ、款11、災害復旧費、補正額220万7,000円のうち、測量設計委託料100万円、災害復旧費120万7,000円について、全て令和元年の台風についての工事の関係ですか。

先ほど説明をいただきました、今年度台風、8月の台風ですかね。井戸沢の復旧なのか、工事関係なのかについても確認をお願いします。

そして、2年度に該当する事業との関係はということをお願いいたします。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） それでは、まず、22ページの佐久広域食肉センターの関係についてお答えいたします。

31万1,000円の減額につきましては、食肉センターの人員配置の変更が年度途中にございまして、9月に増額補正をお願いしましたが、広域連合のほうから4期分担金納入についての依頼の際に、食肉センター運営費については、4月分負担金を納入せずに3月で精算することになりました。その際に、不用額が見込まれるということから減額補正をお願いしております。

よって、今回の補正は、今後の民間委託との関係ということではございません。広域の直近の状況につきましては、令和3年度の佐久広域連合予算内容について資料をいただいておりますが、その中で食肉センターの譲渡先は、現在も委託先も含めて検討を続けているようでございます。

ただし、事業者が見つからなかった場合には、今年度で運営のほうも終了になりまして、解体工事等を考えており、事業の方向性について決まり次第、改めて示されるということになっております。

続きまして、31ページですか。災害復旧の関係でございます。測量設計監理調査委託料の100万円につきましては、今年の8月30日の豪雨災害、児玉用水、井戸沢地区の災害復旧費に係る設計費でございます。

災害復旧工事費の120万7,000円につきましては、その児玉用水の復旧工事として1,220万7,000円、昨年台風第19号災の復旧工事費として、アサヒ紙工南側の井戸沢の坪ノ内頭首工復旧工事の増額分450万円、面替地区、湯川橋上流の上土尻頭首工復旧工事の減額分1,550万円を相殺しまして120万7,000円の増額補正をお願いするところでございます。

現在、佐久管内で多くの建設業者が河川災害復旧工事に携わっております。追加工事、非常に困難な状況であるということから、その発注先を確保するには、長期的な工期を確保しなければなりません。当初、考えていた仮設費も大がかりな変更をする必要も生じてきたことから、この上土尻頭首工についてですが、令和2年度中の完成見込めないという結論に達したところから、現在も通水だけは確保してきておりまして、令和3年度内いっばいの復旧工事として今回の補正で1,550万円を減額させていただきました。

なお、国庫補助金の関係で、今年度中にはその工事契約を済ませておくという必

要から、債務負担行為として別途計上させていただいたところでございます。

また、残りの発注予定の坪ノ内頭首工、下仁桑の農道とか、面替地区なんですけど、ありますが、工事期間を確保するために、来年の5月いっぱいまでひょっとしたらかかってしまんではないかと思いますが、その上土尻頭首工以外はほぼ完了という予定でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 一部を除いてほぼ完了予定ということなんですけど、それじゃ改めて令和元年度の台風災害による復旧工事というのは、総事業費、概算で結構なんですけど、これまで、今回またあれした分、倒壊した分とか入れまして、どのぐらい、減額した分もプラス・マイナスでどのぐらいになりますでしょうか。

○議長（五味高明君） 大井産業経済課長。

○産業経済課長（大井政彦君） 台風19号災の復旧費につきましては、元年度の決算ベース、こちらにつきましては、もう確定をしておりますが、決算ベースで6,200万円ほど、そして、本年度の予算ベースでございますが、まだ未完成の工事もありましたり、先ほどの未発注の分もありますので、予算ベースで1億6,700万円、そうしますとあわせて2億2,900万円が台風19号災の今見込んでいる費用ということになります。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 申し訳ない。もう一度2億……

○産業経済課長（大井政彦君） 2億2,900万円ですね。

令和2年、3年が1億6,700万円、これ予算ベースです。令和元年が6,200万円、あわせますと2億2,900万円でございます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに。市村議員。

○13番（市村千恵子君） 議席番号、13番、市村千恵子です。4点ほどお聞きいたします。

まず、19ページ、お願いします。19ページ、款3、民生費、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費の備考欄、説明のほうで12060の第三者評価委託料

60万円、やまゆりと雪窓保育園のほうに、多分、当初予算のときの説明だったと思うんですけど、全て減額になっているわけですが、この理由はというのと、その下の地域型保育給付費721万7,000円の増額であります。企財課長の説明の中では、おひさまということであったわけですが、どこの保育園に何名の増加となっていたのかをお聞きします。

次が、ページ23ページです。23ページの款8、土木費、項2、道路橋梁費、目3の社会資本整備総合交付で、説明のところで橋梁修繕事業経費1,180万円となっております。それが、調査測量設計委託料となっております。この内容というか、場所も含めて、内容についてお願いしたいと思います。

今年度当初では、4橋を整備して、55橋中43橋の補修工事が完了しているというお話でしたけれども、これによって、どの程度、整備が進んでいくのか、お願いしたいと思います。

次に、15ページです。同じく、款8、土木費、項5、住宅費、目1、住宅管理費の説明のところで、開発指導建築管理経費100万円が計上されているわけですが、この手数料100万円の内容についてお願いしたいと思います。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、私から19ページのまず第三者評価の委託料の減額の理由についてお答えいたします。

この第三者評価に係る調査でございますが、多くの時間を必要とするものであります。遅くとも8月ごろまでには調査を開始する必要性があったわけですが、この時期は新型コロナウイルスの第2波の到来時期でもあり、御代田町においても感染者の確認された時期でもありました。

調査では、評価を行う者が園舎内に入りましたり、また、子供たちと昼食を一緒にとるなんていうこともありますので、調査の開始時間を慎重に見定めておりましたけれども、今回、感染防止を徹底するためとの理由により、今年度は実施しないこととしました。そのための減額となっております。

それから、2点目でございます。地域型保育事業、保育給付費の関係でございます。

先ほど企画財政課長からご説明がございましたが、その内訳でございますが、小規模保育事業所おひさまが8名、それから、軽井沢町にございます小規模保育事業所、

おおきくなあれ保育園に1名の合計9名でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは、款8、土木費、項2、道路橋梁費、目3の社会調整総合交付金の橋梁修繕事業経費測量設計委託料1,180万円の内容についてお答えいたします。

本年度の橋梁に関する国庫補助金は、当初要望額2,101万円に対しまして、内示額が2,640万円、539万円の増額という結果を受けまして、当初予算で予定しておりました調査測量設計委託5橋及び補修工事4橋の事業費の見通しがつき、内示額2,640万円に対する事業費を精査した上で橋梁修繕事業の進捗を図るため調査測量設計委託料として令和3年度に予定しておりました2橋分を計上いたしまして、本年度の繰越事業として実施してまいります。

一つは、庁舎西側の塩野御代田停車場線を国道18号線に向い、濁川をまたぐ新三ツ谷橋、二つ目は、楓ヶ丘の交差点から豊昇区、面替区に向い、湯川をまたぐ露切橋の2橋を予定しております。

続きまして、整備率でございます。整備率につきましては、第2期橋梁長寿命化修繕計画を基に算出し場合、55橋のうち健全な橋梁が46橋となり、前年度末の整備率は83.6%でした。本年度は、草越1号橋などの4橋の補修工事が完了しますと、健全な橋梁が50橋となり、整備率は90.9%になります。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 先ほどのその保育園の関係ですけれども、途中入園が100名増えたということの増額なわけですけれども、令和3年度の募集もかけていたと思うんですけれども、やっぱりかなり未満児が増えているという中で、受け入れといたしますか、今募集をかけているわけですけれども、その状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（五味高明君） 柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） では、来年度の状況についてお答えいたします。

本年10月に来年度の入園申込みを行いました。全体といたしましては、昨年度のより約12名ほど増加しております。

中でも、特に未満児ですね。議員おっしゃるように、中で2歳児の入園申込みが増加しております。

これらの状況に対しまして、市立保育園には、最大限受けてもらうようお願いしたことでとか、あと、公立につきましてもクラス編成といったものを工夫することによりまして、入園申込みの全員の受け入れをしたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 市村議員。

○13番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（五味高明君） ほかに質疑のある方。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（五味高明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

―――日程第27 議案第106号 令和2年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案（第4号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第27 議案第106号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書86ページ、お願いをいたします。

議案第106号 令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案（第4号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ140万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,885万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

まず、歳入でございます。款4、県支出金、項1、県補助金、補正額376万円の増額でございます。こちらは、普通交付金、特別調整交付金の増額で、一般被保険者、療養費等の増額に伴うものとなっております。

款6、繰入金、項1、他会計繰入金516万円の減額でございます。主なものですが、保険基盤安定繰入金で、保険税軽減分など交付算定額にあわせて減額をするものでございます。

歳入合計140万円の減額となっております。

続いて、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、総務費、項1、総務管理費、補正額19万2,000円の増額でございます。国保連合会への電算化共同処理委託料の増額によるものでございます。

款2、保険給付費、項1、療養諸費27万円の増額でございます。

こちらは、一般被保険者療養費の支出見込み額の増によるものでございます。

項2、高額療養費157万9,000円の増額でございます。こちらは、一般被保険者、高額療養費の支出見込み額の増によるものでございます。

項4、葬祭諸費45万円の増額でございます。葬祭費の支出見込み額の増によるものでございます。

款3、国民健康保険事業費納付金。こちらにつきましては、財源の変更のみとなっております。

款4、項2、保険事業費2万7,000円の減額でございます。こちらは、一般職人事管理経費の減額によるものでございます。

款5、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金900万4,000円の増額でございます。令和元年度保険給付費等交付金の返還金額が確定しまして、確定に伴う

増額となっております。

款7、項1、予備費1,286万8,000円の減額となっております。

歳出合計140万円の減額補正でございます。

説明につきましては、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第28 議案第107号 令和2年度御代田町介護保険

事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第28 議案第107号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書87ページ、お願いいたします。

議案第107号 令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条、第1項の規定により令和2年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案（第2号）を別冊のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,169万5,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,574万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

まず、歳入でございます。

款1、保険料。項1、介護保険料。補正額257万5,000円の増額でございます。9月末の調定額にあわせまして増額となっております。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。682万3,000円の増額でございます。こちらは、給付費の増額に伴いまして国負担分を増額するものでございます。

項2、国庫補助金。368万9,000円の増額でございます。保健所機能強化推進交付金、それから、保険者努力支援交付金等の内示額に基づきます増額でございます。

款5、項1、支払基金交付金。921万1,000円の増額でございます。給付費の増額に伴いまして支払基金負担分を増額するものでございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。426万4,000円の増額でございます。こちらも給付費に伴いまして県負担分を増額するものでございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。513万3,000円の増額でございます。こちらですが、給付費の増に伴います町負担分の増額、それから、給付費や地域支援事業費の前年度の精算に伴う増額となっております。

歳入合計3,169万5,000円の増額補正でございます。

3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、項1、総務費。補正額108万4,000円の増額でございます。こちらは、介護報酬改定等に伴いますシステム改修による電算処理委託料の増額、それから、佐久広域連合介護認定審査会負担金の減額の補正となっております。

款2、項1、保険給付費。3,411万6,000円の増額でございます。居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、支出見込額の増によるものでございます。

款3、地域支援事業費。項1、包括的支援事業任意事業費。5万円の減額ござ

います。こちらは、一般職人事管理経費の減額に伴うものでございます。

項 2、介護予防。生活支援サービス事業費。こちらは財源の変更となっております。

款 6、項 1、予備費。345万5,000円の減額でございます。

歳出合計3,169万5,000円の増額補正となっております。

説明につきましては、以上です。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第29 議案第108号 令和2年度御代田町後期高齢者

医療特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第29 議案第108号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。阿部保健福祉課長。

（保健福祉課長 阿部晃彦君 登壇）

○保健福祉課長（阿部晃彦君） 議案書88ページをお願いいたします。

議案第108号 令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出するものでございます。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,800万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」

まず、歳入でございます。款3、繰入金、項1、一般会計会計繰入金、補正額151万2,000円の増額でございます。

税制改正に伴いますシステム改修費、それから、保健基盤安定繰入金等の増額となっております。

款5、諸収入、項3、雑入39万4,000円の減額でございます。システム改修に対し交付される円滑運営臨時特例交付金の内示に伴います減額となっております。

歳入合計111万8,000円の増額補正でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1、総務費、項1、総務管理費、補正額11万4,000円の増額でございます。

こちらは、令和3年度に向けましたシステム改修の追加に伴う増額となっております。

款2、項1、後期高齢者医療広域連合納付金。101万9,000円の増額でございます。こちらは、保険基盤安定負担金の増となっております。

款3、項2、保健事業費1万5,000円の減額でございます。一般職人事管理経費の減額に伴うものでございます。

歳出合計111万8,000円の増額補正となっております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第30 議案第109号 令和2年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案（第3号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第30 議案第109号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書89ページをお願いいたします。

議案第109号 令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第3号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

別冊予算書の1ページをお願いいたします。

令和2年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,323万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億295万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページを御覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入です。

款1、分担金及び負担金、項1、負担金、補正額1,323万円の増額は、受益者負担金及び分担金の全額納付によるものでございます。

款3、国庫支出金、項1、国庫補助金、補正額450万円の増額は、令和3年度に予定しておりますストップマネジメント実績計画業務を前倒し実施するための事

業費に対する国庫補助になります。

款 4、繰入金、項 1、他会計繰入金、補正額 1 5 9 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。こちらは、一般会計からの繰入れでございます。

したがいまして、歳入合計は、補正額 1, 3 2 3 万 1, 0 0 0 円の増額となり、総額 8 億 2 9 5 万 2, 0 0 0 円となります。

次の 3 ページを御覧ください。

歳出です。款 1、土木費、項 1、都市計画費、補正額 1, 4 1 2 万 5, 0 0 0 円の増額です。主なものは、ストックマネジメントに関する事業費の増額によるものでございます。

款 2、公債費、補正額 8 9 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。こちらは、1 0 年ごとの利率の見直しによるもので、これまでの償還利率が 1. 3 % から 0. 0 0 5 % に見直しされております。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑をお願いします。

質疑のある方は挙手願います。

井田議員。

○6 番（井田理恵君） 1 点、お願いします。

令和 2 年度、今、先ほどの説明の 1, 3 2 3 万 1, 0 0 0 円の補正について、ストックマネジメントの計画委託料。これが 9 4 2 万円で、この時期の増額ということとで説明いただきました。来年度の予算の前倒しということで、その辺のちょっと、この時期の増額ということなので、もしその辺の事情をちょっとお聞きしたいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（五味高明君） 金井建設指導課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

この委託料は、これまでの処理場及び管渠の全体計画を基に、今後、処理場の機器類や管渠、ポンプなどの改築更新協議を行っていくため、令和 3 年度に予定する実施計画業務を本年度の繰越し事業として実施いたします。

実施の理由につきましては、令和 3 年度社会資本整備総合交付金の国費を満額確保できない可能性があるとのことで、国は、来年 1 月に本年度 3 次補正予算を編成

いたしまして、前倒しできる事業の予算を確保することになりました。

町が予定する来年度の実施計画業務は、この先5年間の改築更新計画を作成するものでございます。

計画的に事業を進めていくためにも、国費の確保はできる可能性のある国の3次補正予算に要望いたしまして実施してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 国費の確実な確保ということで、積極的に計画ということで理解しました。

終わります。

○議長（五味高明君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

―――日程第31 議案第110号 令和2年度御代田小沼水道

事業会計補正予算案（第2号）について―――

○議長（五味高明君） 日程第31 議案第110号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 議案書90ページをお願いいたします。

議案第110号 令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）について

地方自治法第218条第1項の規定により、令和2年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第2号）を別冊のとおり提出いたします。

令和2年12月4日 提出

御代田町長 小園拓志

次の予算書の1ページを御覧ください。

令和２年度御代田小沼水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

第１条 令和２年度御代田小沼水道事業会計予算、第３条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、３ページにありますように、第５１款、水道事業費用。第１項、営業費用といたしまして、補正額５万５,０００円の減額をするもので、人事院勧告による総経費の減額でございます。

第２項、営業外費用と第４項予備費につきましては増減ございません。

したがって、補正額は５万５,０００円の減額となり、総額１億７,４６８万４,０００円でございます。

第２条 予算第６条中に定めた職員給与の予算額を次のとおり補正いたします。

職員給与費として、補正額５万５,０００円の減額で、総額２,４３７万３,０００円でございます。

以上のとおりご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

以上で、全ての議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第９３号から議案第１１０号までについては、会議規則第３９条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。

――― 日程第 3 2 請願第 2 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める請願 ―――

――― 日程第 3 3 陳情第 1 8 号 国土交通省告示第 9 8 号の履行に関する陳情 ―――

――― 日程第 3 4 陳情第 1 9 号 最低制限価格の設定に関する陳情 ―――

――― 日程第 3 5 陳情第 2 0 号 安全・安心の医療・介護の実現と

国民のいのちと健康を守るための陳情 ―――

○議長（五味高明君） 日程第 3 2 請願第 2 号 不妊治療への保険適用の拡大を求める請願、日程第 3 3 陳情第 1 8 号 国土交通省告示第 9 8 号の履行に関する陳情、日程第 3 4 陳情第 1 9 号 最低制限価格の設定に関する陳情、日程第 3 5 陳情第 2 0 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情については、お手元に配付してあります請願・陳情付託表のとおり、会議規則第 9 2 条の規定により、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますので、審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

大変、お疲れさまでした。

散 会 午後 2 時 1 4 分